

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和6年3月11日（月）午前10時～午前11時6分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均
委員 水野忠三 委員 大野慎治 委員 塚崎海緒
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英

秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、同統括主査 宇佐見信仁、協働安全課長 小松浩、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、上下水道課長 神山秀行、同主幹 大橋透、消防本部総務課長兼防災コミュニティセンター長 加藤正人、同主幹 小川薫

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第6号	岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第7号	岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第8号	岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第9号	岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第10号	地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第11号	地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第22号	岩倉市水道事業給水条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第23号	岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

陳情第3号	岩倉北小学校区内における安全安心カメラ設置に関する陳情	聞きおく
-------	-----------------------------	------

総務・産業建設常任委員会（令和6年3月11日）

◎委員長（谷平敬子君） 皆様、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

このほか、陳情1件が送付されております。これらの案件を随時議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 今日の朝、大変寒い中、交通安全街頭指導に御協力いただきありがとうございます。

ただいま委員長から御発言ありましたように、この委員会には1件の条例の新規制定と7件の条例改正をお願いしております。丁寧な答弁に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございます。

審査に入る前に、本日の審査順についてお諮りします。

陳情第3号の陳情者より、意見陳述の申出がありましたので、これを認め、陳情第3号を議題とした後、付託議案の審査に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

陳情第3号「岩倉北小学校区内における安全安心カメラ設置に関する陳情」を議題とします。

陳情者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（高橋祐貴君） 私は令和5年度岩倉北小学校PTA会長の高橋祐貴と申します。岩倉北小学校PTA役員を代表して、陳情させていただきます。

本日は、岩倉北小学校区内における安全安心カメラ設置に関する陳情について、陳情の機会をいただきありがとうございます。

まず、陳情趣旨についてです。

昨年、岩倉北小学校区内において個人宅に空き巣が侵入し、大人のみならず、幼い子どもまでその犯人に遭遇するという大変恐ろしい事件が身近で起きました。住民生活を脅かし、子どもの健やかな成長に大きな影響を与える

この事件の話聞き、我々岩倉北小学校のPTA役員で集まり、我々とその子どもたちが暮らす岩倉をより暮らしやすい地域にしていくために何ができるかを考え、今回の陳情に至りました。

合い言葉「いわくらしやすい」を掲げる岩倉市にとって、市民の暮らしやすさへの対策は、岩倉市の一丁目一番地の施策であると考えており、ぜひ御検討をいただきたいと考えております。

次に、添付しました安全安心カメラ設置要望箇所についてです。

こちらのマップは、岩倉北小学校の校長先生、教頭先生とPTAの全地区役員さんのお力添えを賜り取りまとめたものです。マップを大きく取り囲む黄色い太い線は岩倉北小学校区を示しており、内側の緑の太い線が通学路を示しています。また、ピンクの三角は、既に安全安心カメラが設置されている箇所です。

PTAの全地区委員さんにこの条件を示した上で、新たに安全安心カメラの設置を希望する箇所と、その優先順位の意向を確認し、取りまとめた結果が赤い丸、青い四角、水色の四角で示されています。特に赤い丸が8か所ございますが、これらは複数の地区委員から優先順位1位とされた箇所になります。青い四角は、各地区で優先順位1位、水色の四角は、各地区で優先順位2位とされた箇所をそれぞれ示しています。

設置を希望した箇所によっては、プライバシー保護の観点などの問題で設置が難しい箇所もあるかもしれませんが、今後、市の執行部において、陳情させていただいた設置希望箇所への安全安心カメラの設置の御検討をいただけますと幸いです。

最後に、「いわくらしやすい」を子どもたちのために実現していくことが我々大人の責務であり、PTA、議会、市の執行部といった垣根を越えて共に考え、取り組むべき大きな課題であると考えております。ぜひ前向きな御検討をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

陳情は以上です。お時間をいただきましてありがとうございました。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございました。

それでは、陳述人の方に確認をしておきたいことがあればお願いいたします。

◎委員（水野忠三君） 今日はお疲れさまでございます。

質問させていただきたいのは、地図の中で、複数の地区委員から優先順位1位とされた箇所ということで、8か所あるということなんですけれども、例えばどういう特徴があるようなところが多いかとか、何か傾向みたいな、こういうところが特にそういう箇所になりやすいとか、そういうのがあれば

教えていただきたいと思います。

◎**陳述人（高橋祐貴君）** 通学路において、やっぱり死角が多かったり、多分そういった箇所が皆さん気になって、設置してほしいという案件がいっぱいその丸に集中しましたので、そういった形で第1位とさせていただきます。

◎**委員（大野慎治君）** 神明ふれあい広場の中に黄色の丸が入っているんですが、これは通学路でもなく、多分これは神明ふれあい広場の中なのかなと思うんですけど、これは通学路なのか、広場につけてほしいのかというのは。

◎**陳述人（滝川はるみ君）** こちらのほうは、不審者情報が複数回出ているということで、地区委員さんのほうから書き添えをいただいて、進言していただいた部分になるので、子どもたちもよくここを通り抜ける、通学路ではないんですけど子どもたちがよく通っているので、こちらのほうも第1位ということで、複数の方からそのような形で提案がありました。

◎**委員（大野慎治君）** 今回陳情で出されたんですが、区長さんからの要望書という形でも多分出せたと思うんですね。これ多分、PTAの方は、各地区委員の方は区長さんとよく点検されていることになっているので、一応建前は。そういった形で、区長さんの要望書で出すということは考えなかったんでしょうか。

◎**陳述人（高橋祐貴君）** 区長さんたちがそうやって出していることが、後から僕たちちょっと知ってしまいまして、一応、年末ぐらいにこういった案件が起きまして、やっぱり時間がなく、PTA独自に進めたという形になっております。

◎**委員（大野慎治君）** ちょっと当局にお聞きします。

神明ふれあい広場の中に防犯カメラ、前も議会でも、公園や広場とかそういったところにも防犯カメラの設置を検討されたらどうだというのは、当初の設置のときに議員から提案があったと思うんですけど、ほかにもこういった広場や都市公園のところについている箇所はあるんでしょうか。

◎**協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）** 施設のところで安全安心カメラがついているところというのは、基本的にはいいです。公園、都市公園とかは、その公園を管理する部署が設置する形、その施設管理のために設置するカメラになりますので、どの施設にカメラがついているかというのはちょっと協働安全のほうでは把握しておりませんが、施設によってはついているところがあると思います。

失礼しました。集合場所になっている公園等については、安全安心カメラが設置されているところもございます。

◎委員（水野忠三君） 再び地図のほうで、岩倉中学校のほうから北小のほうにかけての緑色の通学路のところ、お寺の西側、それから北側のところから線路にかけてちょっと丸が集中しているところがあると思うんですけども、そのこのところというのは、やっぱり不審者とか、不安が大きいとか、そういう何か具体的な理由というのはあるんでしょうか。

◎陳述人（滝川はるみ君） ありがとうございます。

具体的には、ちょっとここがこうだからと1か所ずつは聞いてはおりませんが、どうしてもこちらのほうに児童数が多いという部分もありまして、通学する際に大勢並んで道を渡ったりする部分で、地区委員さんのほうからも要望のほうが出たとは思いますが。

◎委員（大野慎治君） またすみません、当局にお聞きします。

令和6年度、たしか安全安心カメラの予算が5基ついておるんですけど、今、各行政区からの要望もあるかもしれませんが、まだ残っているものも。ある程度ここで、今回PTAの皆さんが盲点のところというのが、本当にここは盲点だと思います、西市の方が通る通学路というのは。そういったところを、現地を確認していただいて、ある程度は要望を聞いていただけるのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、安全安心カメラの設置につきましては、まず区からの要望、これを主なものとしておりまして、それ以外には、その要望に従って警察、あと関係団体の意見、こういった今回いただいているような情報も踏まえて、優先順位をつけて設置を進めているところでございます。

ですので、こういった要望というか、こういった情報をいただければ、当然設置に向けた段階では、区の区長さん等々にもこういった情報を提供して、相談しながら設置に向けて取り組んでいく形になるかと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 岩倉の子どもたちの安全安心を守るために、日頃から様々な御尽力いただいていることにお礼を申し上げたいと思います。

それで私が聞きたいのは、もちろん北小区のこの要望というのは真摯に受け止めなきゃいけないというふうに思っていますけど、岩倉市全体のことも私たち議会は考えなきゃいけませんので、そういった点で他の学校のPTAとの連携といいますか、こういった点での話合いなんかは、例えば連合会なんかであるのかないか、そういった点について教えていただきたいと思いません。

◎陳述人（高橋祐貴君） この話題が上がりましたときから後には、そういう連合会というものがもうありませんので、そういった機会はありませんで

した。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ほかの学校も含めて、いろんな要望が上がってくる中で検討されていくべきものかなというふうに思っているところでは。

先ほど言ったように、市の予算は5台分しかないものですから、これを補正予算なんかで増やしていくということには可能なんですけど、私たち執行機関じゃないものですから、執行機関が提案したものを議決するという役割が議会はあるものですから、そういった点で、執行機関にもこの要望は出しているという先ほど説明だったと思いますけど、それを検討されて予算として出てきたものを議会が承認するという、そういう仕組みになっているということだけ御了解いただきたいなというふうに思っています。私たち努力はいたしますけど、そういう関係になっておりますので。

特に執行機関に対して、やっぱりこういうつけてほしいという要望は強く言っていく必要があるのかなというふうに思っているところですので、その点だけ申し上げておきます。すみません、失礼いたします。

◎委員（塚崎海緒君） 質問というか、意見というか、私も北小学校に子どもを通わせている保護者として、PTAの役員のほうも2回ほどやらせていただいているんですけども、私も木村委員と一緒に、やっぱり岩倉市内に暮らす全ての子どもが平等に育まれるということが前提かなというふうに考えているので、ぜひ今後、市P連とかとの連携が可能であれば話し合っていたきたいなというふうに思うのと、あと区長さんに相談されるというのがとっても有効で、私も北小校区内の通学路でちょっと暗いところ、たくさん岩高生とか小学生とか通るところの街灯を設置の要望を出して、すぐ検討いただいて設置されたということがあったので、ぜひ区長さんとの連携もやっていただけるとありがたいなというふうに思います。

御活動ありがとうございます。

◎委員（水野忠三君） それで、ちょっとまた地図のことになってしまうんですけども、先ほどの話で、複数の地区委員から優先順位①とされた箇所ということで8か所のお話があって、それでそこに関わっている、要するに方が多い、あるいは児童が多いということでそこが上がってきているというような御説明があったと思うんですけども、不審者とかそういう犯罪ということを考えた場合に、何といたしますか、児童さんとかいろんな関わっている方が多い、通行量とか人数が多いところで犯罪が発生しやすいかどうかという問題があるかと思えます。

不審者の方がというところとあれですけど、どういう目的かにもよるかとは思

んですけれども、やはり児童がたくさん通るようなところとか人がたくさん通るようなところ、皆さんの注目が集まっているようなところのほうが、むしろ相対的に必要性はどうなのかなという気はいたします。

つまり、関わっている方がここはあったほうが良いというところは、多分児童もたくさん通っていて、関わっている方も多いのではないかなという気もします。時間帯によっては、もちろん暗くなってどうなのというところはあるかと思うんですが、ちょっと離れたところとか、ここで上がってきていないようなところでも、むしろ優先的に設置すべき箇所があるのではないかな。逆に丸がついていても、ここは人がたくさん通るからというようなところもあるかなという気もするんですが、その点はいかがでしょう。

◎陳述人（高橋祐貴君） 本来ならば、PTAの会員の方全員に聞いて、みんなの意見を取りまとめるのが本当はいいと思うんですけど、やはり時間もあまりなく、全員に聞くと多分もうすごい要望の数になってしまうと思うので、その中でも会員の、代表の委員の方に出してもらってという形でやらせていただきました。すみません、そんな感じです。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

今、保護者の方にはお聞きはされていないということで分かりましたんですが、地区委員さんのことを少し教えてもらいたくて。行政区に1人いらっしゃるものなのか、どういうふうに地区委員さんっていらっしゃるのか、御存じであれば教えてもらえますか。

◎陳述人（滝川はるみ君） 各町内によって人数が異なるんですが、1人から複数人という形で、毎年選出させていただいて決めております。

◎委員（梅村 均君） ということは、今回特にこの丸、本当に優先、複数の地区委員からの箇所でも西市、宮前が多くて、ちょっと駅もあるんですが、ほかの北小校区、東町とか本町、中野、鈴井、こっちのほうってついてないんですけど、この地区の地区委員さんも出席をされた上でここが決められたというふうに判断していいですか。

◎陳述人（滝川はるみ君） 全ての地区委員さんのほうからアンケートのほうは回収しておりますので、必ず自分の地区で出してくれとか、どうしても端っこのほうの通学班ですと、通っていく、小学校までの道のりの中で違う町内を通ることもあるので、そこはお母さん方の観点で、ここが交通量が多い、見通しが悪いという部分で、自分の地区じゃないところを丸をつけられた方も見えるんですね。なので、そこの部分は、自分の地区でというふうにはちょっと制限をかけなかったもので、今回こういった偏りが出ている部分にはなると思います。

あと、地区委員さんが少ないエリアですと、どうしてもなかなか複数という箇所はつかなくなると思うので、多分小学校の南のほうや西のほうというのは、ずうっと西側のほうからみんな歩いてくるから最終的に大勢の地区委員さんのお子さんが通られる箇所になると思うんですよ。なので、どうしてもちょっと固まってしまったという、ちょっとこれは私たちも集計を取ったときに、ああ、固まったんだなというのはちょっと感想だったので。

本来なら、もうちょっと時間をかけて精査できればよかったですけど、なかなか地区委員さんもお仕事していただきながら引き受けていただいているので、時間がかからないような形で、アンケートという形でやらせていただきましたので、このような形になっております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。よく分かりました。

あと、担当課のほうへ少し確認をさせてもらいたくて。

今日陳情された方は、侵入盗というか、個人宅にあったのがきっかけというようにちょっと聞かれたんですけど、何か安全安心カメラよりもほかの、そういうものに対していいサービスって何かなかったですでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず本市では、そういった防犯に対する補助といたしまして、既に皆さんも御承知のところでございますが、県と協調して今年度も防犯対策事業ということで、防犯カメラ、あとインターホンのカメラつき、あとセンサーライト、そういったものの設置に対して補助をさせていただいております。

ただ、その補助については上限1万6,000円という形でございますが、2分の1の上限1万6,000円という形での補助事業を実施させていただいております。

◎委員（梅村 均君） すみませんでした。ちょっと参考までに聞かせていただいて、そういうサービスもあるということで、また参考にさせていただいたらいいのかなというふうに思います。

あと、執行機関のほうへ、すみません、行政区の要望が主ということではあるんですけど、何か行政区から要望を受け付けている理由みたいなものはあるのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

やはりこういった安全安心カメラを設置する場合には、その地域の皆様の御理解というのが一番大切であるということもございますので、やはりカメラを設置する際に、安全のためにいいと言われる方もお見えになる一方で、やはり映り込みたくないということで、少しカメラの角度を変えてほしいといったような、そういった地域の皆様の声もいろいろございますので、そう

いったことを考えるとやはり区からの要望を主とさせていただいて、いろいろと関係機関併せて調整して、設置に向けて取り組みたいというところがございますのでよろしくお願いします。

◎委員（梅村 均君） もう一つだけ、すみません。

担当課のほうですけど、カメラの設置におけるコストの関係ですね、予算書を見れば分かるんですが、購入とか設置費用とか維持費、どんなふうになっているのか聞かせていただいてもいいですか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 令和5年度はまだ決算ないので、令和4年度の実績のほうでお答えさせていただきますが、5台を昨年度は設置させていただきました、79万7,500円かかって5台を設置しています。

ランニングコストとしましては、電柱の使用料と電気料金、あと保守点検ということでメンテナンス費用、そういったものがかかっています。

電柱使用料に関しましては、中電柱1基あたりは1,430円、N T T柱については2,620円かかっています。4年度の実績として、24万4,750円支払っています。

電気料金につきましては40万7,483円、保守点検委託料は入札によって減額等ございますが、85万7,000円を支払っています。

◎委員（大野慎治君） とはいえ、当局としては今回要望がP T Aさんから上がっている、当局にも多分届いていると思うんですけど、盲点のところもあると思います。当然P T Aさんがこうやって現場を確認して、ほかの地区で上がらなかったところというのは、多分老人クラブ連合会とかゆうわ会の高齢者の方が見守りを朝夕しっかりしているというところは意外と上がってこないというのは、僕も何となく、何となくじゃなくて、もう現実、多分そうだと思います。上がってこないんだと思います、高齢者の方が見守り活動をしていただいているので。

とはいえ、通学路の中ではこうやって要望がしっかり上がってきたら、区長さんと相談しながら、設置に向けて本当に改めて検討していただけるということでもいいんでしょうかね。いいですか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

安全安心カメラの設置については、先ほど申しましたように区の要望等を主とさせていただいておまして、毎年度第1回の区長会で御説明をさせて、設置の要望等をいただく形とさせていただいておりますので、今御質問にあったように、こういった情報も踏まえて、区長さんに情報提供しながら設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎副委員長（須藤智子君） 今日は、北小P T Aの皆様方、御足労いただき

ましてありがとうございます。

本当に今日は皆様方のお声を聞かせていただいて、そのような要望があるということで確認したんですが、今回は陳情ということで出されましたので、この委員会では採決は採ませんが、皆様方の思いを受け止めて委員の皆さんおりますので、よろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

◎陳述人（安田元也君） おはようございます。私、令和5年度岩倉小学校PTA副会長をやっています安田元也といたします。

私、個人的な意見というか、ちょっとさせていただきませうけれども、私、今仕事で知多半島にある知多警察署刑事課の暴力薬物係として勤務しております。基本的には暴力団だとか薬物担当なんですけれども、やっぱり刑事をやっている以上、侵入盗だとか、そういう殺人だとか、いろんな事件に携わっています。

それで、約5年、4年ぐらい前からコロナ禍になって、人の動きというのが大分減ったんですね。その関係で、犯罪というのも少なくなったんですけども、ここ最近5類になって、人の動きが活発化になっています。それに伴ってやっぱり犯罪というのも、岩倉市だけじゃなく愛知県内増加しております。

皆さん、テレビとかで見ているとは思いますが、今ネットでいろんな募集をして、今警察、テレビでも皆さん聞いたと思うんですけども、匿名流動型犯罪、要はメールでやり取りをして、仲間をつくって悪い犯罪をしましょうよという、それ匿名というんですけど、そういうのも増えてきて、やつらというのは、やっぱり特殊詐欺だとかそういうのもやりますし、今小学生、中学生、簡単に大麻とかも手に入れます。大麻とかの取引とかでも、やっぱり公園を使ったり、そういうのもあるので、やっぱりいろんなところに防犯カメラをつけていただくと捜査の幅も広がりますし、また、警察用語でいうと犯行前の行動は前足というんですけど、犯行後の行動は後ろ足というんです。要は前足、どういう準備をしてどういう犯行に及ぶのか、で犯行が終わってその後、後ろ足というのは、要は逃走手段、方法、そういうのも分かってくるので、大分捜査の幅が広がるんですね。

なので、先ほど議会でいろいろ話が出ましたけれども、そんな簡単に設置できるものだとは思っておりません。しかし、やっぱり「いわくらしやすい」まちにするためには、皆さんの協力を得て、こういう防犯カメラの設置などを検討していただけるといいかなと思っております。以上です。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにほろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） それでは、ありがとうございました。

当局としても、ある程度、区長さんとのまた連携を取りながら要望を聞いていくということですので、議会としても聞きおくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） それでは、今日はお忙しい中、貴重な御意見をお聞きし、ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに、議案第6号「岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例の制定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 今回の岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例では、この中では、本市でも自転車道というものを設置に向けて検討を含めるということも考えると、今までちょっとあまり歩道が狭いとか、いろんなことだったんですが、それを含めて検討するということによろしいでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今、御質問いただきました自転車道ですね。自転車道と、あと自転車専用通行帯というものもございますので、そちらについても併せて市内で、道路についてどのような形で整備していけるのかということと、あと多分、鉄道駅が中心になる、商業施設もそうなんですけど、そちらを中心にネットワークを形成していくという観点で計画のほうを立ててまいりたいと思います。

◎委員（大野慎治君） すみません、4条で組織のことで本会議でも質問させていただいて、人数は分かるんですが、各種団体の代表者というのはどのような団体を計画されているのでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 第4条の組織のほうで、第2項ですね、一応次に掲げる者のうちから市長が委嘱するという形で規定をさせていただいております。今のところは、この識見を有する方とか、第2号で一般旅客自動車運送事業者とか、この方については今検討中でございます。検討中及

び打診というか、照会中でございます。

3号、4号につきまして、こちらのほうはもう具体的に、一宮建設事務所長とか江南警察署長とかございますので、こちらのほうは併せて依頼のほうはしているところでございます。

あと、各種団体の代表者とか教育関係機関の代表者とかにつきましても、こちらは今アプローチのほうをしている状況でございますので、まだちょっと決定はしていないものですから、今ここでは少し明言のほうは避けたいと思います。

あと、市民の代表者につきましても、こちらのほうは4月以降に公募ないし市民登録制度とかを活用しながら選定していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 代表質問や本会議の議案質疑もありましたので、大分中身については理解できているところでありますが、そもそも平成28年につくられた自転車活用推進法の趣旨といいますか、そこから自転車活用推進計画をつくるという流れになって、国の計画、県の計画があるというふうに思います。

岩倉市は、施政方針にもありましたように、自転車に関わる交通事故が県内でも多い傾向にあるということで、そういった点では岩倉の特徴を入れた計画ができるのかなというふうには期待しているところであります。

それで、国とか県の計画の、ちょっとなかなかぱっと分かりやすく言うのは難しいかもしれませんが、どのような計画になっているのかというところを教えてくださいというふうに思います。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今、国と県のほうでそれぞれ計画は、この自転車活用推進法に基づき策定はしている状況でございます。ほぼ国と県の計画、目標も4つずつ持っていて、そのうちの施策についても、ほぼ国が立てた計画に基づいて県のほうが立てているという状況でございますので、目標も4つございます。

4つの目標というのが、目標1つ目が都市環境ということで、こちらのほうで先ほど大野委員さんからも御質問いただきましたとおり、ネットワーク計画とか、そういうハードの部分とか、あとそういうものも規定をしている状況でございます。

目標の2つ目が健康ということで、自転車につきましては、やはり足でこいで健康につながるということでございますので、そちらのほうも着目して、健康に基づく施策のほうを打ち立てているという形になります。

目標の3点目につきましては、こちら観光ですね。本市につきましては、

なかなか自転車を活用した観光というのはなかなか見だしづらいかなと思うんですけど、国とか県につきましては、このサイクルツーリズムですね、そういう促進をして、自転車の観光においても促進を図りたいとしております。

最後、第4点目ということで、こちら先ほどの陳情でもいろいろあったと思うんですけど安全ということで、自転車事故のない安全で安心な社会の実現ということで、国のほうでは、コロナ禍でやはり自転車の活用が増えたということで、やっぱり密を避けるということで自転車通勤を始めた方が増えているということと、あとウーバーイーツとか、そういうものもやはり進展してきたということで、これにつながる自転車事故が増えてきたということで、国と県の計画につきましては一応その4つの目標でそれぞれ施策、国にしてみれば22の施策がございまして、県につきましては20の施策が合計あるというところで、そのような施策が成り立っている状況でございます。

◎委員（大野慎治君） もう一点だけ確認させてください。

愛知県さんは愛知県さんで、県道は県道で多分整備されると思うんですけど、この岩倉市の計画は、県道を含めた形で計画をつくるのか、県道は除くのかといったところはどのような形なんでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今、委員さんの組織の中で、愛知県の一宮建設事務所長さんも御参画いただくかなと、所長さんか、すみません、委嘱を受けた方なんですけど、参画いただくかなと検討しているところでございますので、当然県道と、あと市内には国道もございまして、国道も含めた形で市内の道路ですね、全てを対象に検討していきたいと考えております。

◎委員（梅村 均君） 本会議で出ていたら申し訳ございませんが、さっきの第4条の市の職員さんというのはどういった方が出られるか、もう決まっているんでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） こちらのほうも少し今検討中でございます。当然、都市整備課が所管するということでございますので、建設部の建設部長は今のところは入っていただくという形で検討はしておりますが、その他、例えば自転車置場とか、そういう観点もございまして、必要に応じてこれから検討してまいりたいと思っております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。先ほど言われた目標もいろいろあるものですから、そういったところも少し考えながら出していただければいいかなというのはちょっと思っております。

もう一つ、すみません。

まだこれ、計画をこれからつくる段階なので分からないかもしれないですけど、いろいろ聞いていると、やっぱり通行帯とかインフラの整備にどうも入るような感じもしていて、そういう予算というんですかね、お金の面というのはある程度つくという見込みがあるのか、それはまだまだ白紙の状態なのか、何かその辺りはどうなんでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 私ども、それで計画をつくって、絵に描いた餅にならないようにというのは一番気にしているところでして、実際、県道の部分に通行帯を描いたりとなると、これ県の予算でやっていただくことになりますので、そちらについては県のほうにぜひ、尾張管内でも岩倉が多分初めてになるのかなと思いますので、やっていただきたいということで、それはもう要望をしていきたいと思います。

市道につきましては、やはりこれ、舗装工事業のお金は少し減になったりとかという部分はありますが、交通安全という部分で、全体的なやはりバランスの中で、極力そういったものの整備を早く進めていきたいなという気はしておりますが、現時点では、まだ予算確保という部分でははっきりとしたものはないということでよろしくお願いします。

◎委員（塚崎海緒君） 国と県との目標とかも教えていただいたんですけれども、岩倉市の特徴として、外国人の方がとても自転車を利用されているように感じますが、この委員会の委員で、その外国人の方への配慮というか、周知というか、そういったことは話し合われるんでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 本市の特徴として、今委員さんおっしゃったとおり、外国人の方が多いという形でございます。

こちらとしては、まずもって考えていきたいのが、やはり自転車交通事故が多いという今市としては状況がございますので、その交通安全という観点からまずは検討していくということと、あと、今言われたとおり、外国人の方も当然自転車に乗っているということでございますので、必要であればそういう方にも御参画いただきたいと今のところは考えているところでございます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第6号「岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第6号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正については、定義を追加することと字句の改正などが行われるという説明であります。

それで、特定個人番号利用事務だとか利用特定個人情報というものが定義に加わるということで、具体的に何かこのことによって市の事務で変更点があるのか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 今回は、マイナンバー法改正になって、その中で別表第2が削除されたこと及び特定個人番号利用事務、利用特定個人情報という新しい定義ができましたので、それを引用している部分の字句の改正や定義の追加を行うものですので、市の行う事務について特段の影響はないものです。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第7号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第7号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第8号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第8号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回は、自転車活用推進計画検討委員会の委員の報酬が加わり、投票管理者についての1日7時間以内の場合の報酬について規定がされるということであります。

それで、投票管理者のことをお聞きしたいんですけど、各選挙において、投票管理者の従事している職務の時間というのは実態としてどのくらいあるのか、教えていただきたいと思えます。

◎行政課長（佐野 剛君） まず、管理者は期日前投票と当日投票と時間が異なっております。期日前投票は午前8時30分から午後8時までの11時間半、また当日投票は、投票所では午前7時から午後8時まで、多少準備と後片づけ等、投票所の設置、投票箱の送致等がありますので、14時間、15時間ぐらい従事しているという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 今回、7時間以内という場合を設定するという点では、今の実態からいうと必要性はどうなんでしょうか、教えてください。

◎行政課長（佐野 剛君） 投票管理者の方の役割というのが、各投票所のいわゆる最高責任者ということで大変重責のある職務だと思っております。

あわせて、選挙管理委員会の委員さんにも管理者のほうを委嘱しております。中には委員の方でもお仕事をしてみえる方もお見えになりまして、期日前投票の期間が長いような選挙の場合ですと1つの選挙で3回、4回、終日お願いをしているという状況にもなっております。

また、大変長時間でございますので、例えば体調面を崩されるようなことも想定されることもありますので、こういった意味で、立会人の方と同じような規定を設けたいというものでございます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第9号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、再開します。

続いて、議案第10号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（須藤智子君） おさらいなのですが、2020年、令和2年に地方公務員の非常勤職員の制度が見直され、このたび会計年度任用職員制度が導入された背景となった実態と、導入後の変化について教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 制度の移行の経緯ということですが、全国的にはどこの自治体も非常勤職員をたくさん雇用していたんですけど、いろいろやはり課題があったということがございます。

まず、任用の課題ということで、自治体ごとにいろいろ根拠も違っていましたし、運用のほうもばらばらであったというような課題がありました。それから、あと処遇面での課題ということで、非常勤職員には期末手当が支給できませんでしたので、そういった課題を解消するために制度を移行したとなっています。

◎副委員長（須藤智子君） 今回のこの短時間勤務会計年度任用職員というのはどのような職員なのか、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） こちらの短時間勤務の会計年度任用職員につきましては、次の議案に出てきます常時勤務を要する会計年度任用職員、こちらは職員と同様に週38時間45分、フルタイムで働く会計年度任用職員になりますが、それ以内、それ以外に短い方の任用をされる方を短時間と呼んでおりまして、事務職につきましては9時5時で、1日7時間の週5

日で、週35時間で働く方が長い最長の方となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎副委員長（須藤智子君） 今回、この短時間勤務会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための勤勉手当の基準日、それから人事評価の結果、勤務の状況とありますが、どのようなことなのかお尋ねいたします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） まず基準日ですが、基準日は、正規の職員と一緒に6月1日と12月1日になります。

人事評価の結果というのは、今職員も人事評価をやって、優秀な者については勤勉手当ですね、少し上がるとかそういったのはあるんですけど、そういったことを会計年度任用職員にも導入するということです。

それから、勤務状況とありますが、こちらはその基準となる期間ですね。例えば12月1日を基準日とした場合には、6月2日から12月1日までのその期間内の勤務の状況ということで、例えば病気で休職している場合だとか、あとは育児休業もそうなんですけど、そういった休みの期間があると一定減率されるというのがありますので、こういったものを導入するということがあります。

◎副委員長（須藤智子君） この制度の対象になる職員はどれぐらいいるんでしょうか、お尋ねいたします。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 令和6年度の当初予算につきましては、約430名の会計年度任用職員を計上しております、そのうち短時間につきましては、おおむね310名程度を予定しております。

◎副委員長（須藤智子君） この制度が導入されて、対象となる会計年度任用職員さんがやる気を高める効果があるのか、お尋ねいたします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回、勤勉手当を支給するということになりますと、支給の月数が職員と同じ2.05月ということで、処遇面としては大分上がることになると思っています。そういったところで、今まで以上に責任を持って仕事に従事してくれるものと思っています。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第10号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明をいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（須藤智子君） 先ほどお答えをもらったかもしれませんが、この議案の常勤勤務をする会計年度任用職員とはどういう職員なのか、お尋ねいたします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 正規職員と同じ、1週間の勤務時間が38時間45分の勤務時間の職員のことです。

◎副委員長（須藤智子君） この対象となる職員はどれぐらい見えるんでしょうか、お尋ねいたします。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） こちらの常時勤務を要する会計年度任用職員につきましては、基本的には保育職の方になっておりまして、約50名の方が対象となってくると見込んでいます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第11号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第11号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第22号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第22号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正は、非常勤消防団員が公務の際に負傷したりという場合の補償の額を改定するというもので、人事院勧告に基づいて改定されるというふうに思います。

お聞きしたいのは、消防団員以外で消防作業従事者等についても補償基礎額が変わるということで、この消防作業従事者等というのが、消防団員以外で消防作業に従事した場合ということだと思えますけど、そういったケースというのはこれまで実績としてあったのかどうか、教えていただきたいと思えます。

◎消防本部総務課主幹（小川 薫君） 過去には、消防団員以外の方で、消火活動等に従事して公務災害補償を使用した例はございます。ただ、平成22年度からはそういった公務災害補償を使用した事例というのはございません。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第23号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第23号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。